

食料システム法

Q & A

(安定取引関係確立事業活動計画等)

令和8年5月版

※本内容については、今後、法の施行状況等を踏まえて、更新することがあります。
あらかじめ御了承ください。

目次

- 【1 計画認定制度概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 1-1 安定取引関係確立事業活動計画等の4つの計画認定制度はどのような目的の制度なのですか。
 - 1-2 安定取引関係確立事業活動計画等の4つの計画認定制度はどのような違いがあるのですか。
 - 1-3 安定取引関係確立事業活動では、どのような事業活動が対象になりますか。
 - 1-4 流通合理化事業活動では、どのような事業活動が対象になりますか。
 - 1-5 環境負荷低減事業活動では、どのような事業活動が対象になりますか。
 - 1-6 消費者選択支援事業活動では、どのような事業活動が対象になりますか。
 - 1-7 省力化投資、標準化・デジタル化、研究開発、フードテックビジネス、事業承継、事業再編などの持続可能な食料供給に資する取組は計画認定制度の対象にならないのでしょうか。
 - 1-8 安定取引関係確立事業活動計画等の認定を受けると、どんな支援・特例措置を受けることができますか。
 - 1-9 安定取引関係確立事業活動計画等の認定が、補助金の要件やポイント加算の対象になっている農水省事業はありますか。
 - 1-10 計画の認定の対象となる品目や食品は限定されていますか。

- 【2 認定手続き関係】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - 2-1 計画の申請についてはどこに相談すればよいですか。
 - 2-2 安定取引関係確立事業活動計画等の対象となる食品等事業者とはどのような企業・団体ですか。
 - 2-3 農林漁業者も安定取引関係確立事業活動計画等の申請をすることができますか。
 - 2-4 安定取引関係確立事業活動計画等の申請受付期間は決まっていますか。
 - 2-5 安定取引関係確立事業活動計画等の認定手続にはどのくらいの期間を要するのでしょうか。
 - 2-6 事業活動計画の申請する場合、書類を郵送する必要はありますか。
 - 2-7 安定取引関係確立事業活動計画等を申請する場合、どのような計画の内容を申請する必要がありますか。
 - 2-8 安定取引関係確立事業活動計画と環境負荷低減事業活動計画など、複数の事業活動計画をまとめて申請ことはできますか。
 - 2-9 安定取引関係確立事業活動など複数の事業活動計画をまとめて申請する場合、目標や目標値はそれぞれの事業活動計画ごとに作成する必要がありますか。
 - 2-10 安定取引関係確立事業活動等の申請の際に設定する目標値（指標）について、何かルールはありますか。
 - 2-11 安定取引関係確立事業活動等の申請の際に設定する事業活動の実施期間に何かルールはありますか。
 - 2-12 安定取引関係確立事業活動計画等の認定審査の基準はありますか。

- 2-13 計画認定制度の支援・特例措置を受ける際の要件や必要な書類は何ですか。
- 2-14 計画の認定を受け、公庫の長期・低利融資等の支援・特例措置を活用したいと考えていますが、計画認定前に着手した設備投資等について計画に位置付けて認定されれば、支援・特例措置の対象となりますか。
- 2-15 機械・設備等の導入や施設の整備について、計画の認定を受け、支援・特例措置を活用して実施したいと考えていますが、いつまでに認定を受ける必要がありますか。
- 2-16 安定取引関係確立事業活動計画等を申請する場合、取組の内容には設備や機械の導入を含んだ内容にする必要がありますか。
- 2-17 支援・特例措置の活用は必要としないものの、安定取引関係確立事業活動計画等の認定を受けることができますか。
- 2-18 計画認定を受けた場合、実施状況報告は毎年行うのでしょうか。
- 2-19 計画認定後に計画の実施状況に関するフォローアップはあるのでしょうか。
- 2-20 申請時に設定した目標が計画実施期間中に達成できなかった場合、ペナルティや支援措置の取消などはありますか。
- 2-21 計画を変更する場合、変更手続は必要ですか。軽微な変更の場合も手続は必要ですか。
- 2-22 計画を変更した場合、支援措置は引き続き活用できるのでしょうか。
- 2-23 すでに流通合理化や環境負荷低減の取組を実施している場合でも、計画認定制度の申請を受けることができますか。
- 2-24 認定された計画の内容は公表されますか。
- 2-25 税制特例や融資等、計画認定に伴う特例措置はいつから受けられますか。
- 2-26 農林漁業者や技術の研究開発を行うものが食品等事業者と連携して安定取引関係確立事業活動計画に取り組む際、特例措置を活用しない場合、別紙1または別紙2を提出する必要がありますか。

【3 中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）】・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

- 3-1 中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）の認定を受けた場合、どのような支援・特例措置が受けられますか。
- 3-2 中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）を受けられるのは、どのような事業者になりますか。
- 3-3 中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）を受けるのには、どのような要件がありますか。
- 3-4 食料システム法の中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）の認定を受けた場合の中小企業経営強化税制と、中小企業等経営力強化法の経営力向上計画の認定を受けた場合の中小企業経営強化税制とで、認定要件や受けられる税制措置の内容に違いはありますか。
- 3-5 中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）の認定を受けた場合、事業承継等に係る不動産取得税の特例や中小企業事業再編投資損失準備金を含め、中小企業等

経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた場合の支援措置をすべて受けることができますか。

- 3-6 中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）を申請する場合、必要な書類やあらかじめ用意しておかなければならない書類は何ですか。

【4 農研機構の保有する研究開発設備等の利用】・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

- 4-1 農研機構の保有する研究開発設備等の利用の特例の認定を受けた場合、どのような支援措置が活用できますか。
- 4-2 農研機構の保有する研究開発設備のうち、今回の特例で利用できるものはどの設備になりますか。
- 4-3 農研機構の保有する研究開発設備等を利用する際の利用料はいくらになりますか。
- 4-4 農研機構の専門家の派遣協力とはどんな内容ですか。
- 4-5 農研機構の保有する研究開発設備等の種類その他の当該研究開発設備等の利用の特例の申請をする場合、必要な書類は何ですか。

【5 日本政策金融公庫による融資の特例】・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

- 5-1 日本政策金融公庫による融資の特例の認定をうけた場合、どのような支援を受けることができますか。
- 5-2 補助金と公庫融資を併用することは可能でしょうか。
- 5-3 食料システム法の計画認定制度の特例に基づいた公庫融資の対象となる食品等事業者には、企業規模に関する要件はありますか。
- 5-4 食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行っていれば、どのような事業者でも融資の対象になるのでしょうか。
- 5-5 農業協同組合等が食品等の小売の事業を行う場合（例：Aコープ等）は融資の対象者になるのでしょうか。
- 5-6 食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う団体等は融資の対象者になるのでしょうか。
- 5-7 複数の食品等事業者で一つの計画認定を受け、各々が融資を受けることはできますか。
- 5-8 食料システム法の計画認定制度の特例に基づいた公庫融資にはどのような資金メニューが存在しますか。
- 5-9 食品産業・農林漁業連携型事業における「農林漁業者と共同して利用する施設の改良、造成又は取得」について、具体的にどのような場合を想定しているのでしょうか。
- 5-10 食農連携型事業及び生産性向上型事業における「食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得」について、具体的にどのような施設を想定しているのでしょうか。
- 5-11 中古の機械・設備等を導入する際に公庫の融資を受けることは可能ですか。
- 5-12 食農連携型事業及び生産性向上型事業における「他の事業者の株式若しくは持分の

取得又は他の事業者への出資」における「他の事業者」はどのような事業者でもよいのでしょうか。

- 5-13 食農連携型事業及び生産性向上型事業における「無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出」だけでも融資の対象となるのでしょうか。
- 5-14 食料システム法の計画認定制度の特例に基づいた公庫融資を受けるのには、どのような資金要件を満たす必要がありますか。
- 5-15 「食品産業生産性向上型事業」における生産性向上の目標は、どのように設定すればよいですか。
- 5-16 食料システム法の計画認定制度では安定取引関係確立事業活動等4つの事業活動計画の分類がありますが、公庫の長期低利融資はどの事業活動計画でも受けることができますか。
- 5-17 公庫の長期低利融資を受ける場合、事前に日本政策金融公庫に相談する必要がありますか。
- 5-18 公庫の長期低利融資の特例の申請をする場合、必要な書類は何ですか。
- 5-19 合併等の措置を行う場合、どのような内容を記載すればよろしいでしょうか。

【6 公庫による海外展開支援（スタンドバイ・クレジット）】・・・・・・・・・・18

- 6-1 日本政策金融公庫による海外展開支援（スタンドバイ・クレジット）では、どのような支援を受けることができますか。
- 6-2 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジットの特例が受けられるのはどんな事業者ですか。
- 6-3 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジットは安定取引関係確立事業活動等4つの事業活動のいずれの取組でも受けることができますか。
- 6-4 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジットの支援を受ける場合、事前に日本政策金融公庫に相談する必要がありますか。
- 6-5 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジットによる支援を受けたい場合、申請時に必要な書類は何ですか。

【7 産業競争力強化法の特例（事業再編関係）】・・・・・・・・・・19

- 7-1 産業競争力強化法の特例（事業再編関係）の認定を受けた場合、どのような支援・特例措置が受けられますか。
- 7-2 産業競争力強化法の特例（事業再編関係）を受けられるのは、どのような事業者になりますか。
- 7-3 産業競争力強化法の特例（事業再編関係）を受けるのには、どのような要件がありますか。
- 7-4 食料システム法の産業競争力強化法の特例（事業再編関係）の認定を受けた場合の支援・特例措置と、産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた場合の支援・特例措置とで、要件や内容の違いはありますか。
- 7-5 産業競争力強化法の特例（事業再編関係）を申請する場合、必要な書類やあらかじめ

め用意しておかなければならない書類は何ですか。

【8 産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）】・・・・・・・・・・20

- 8-1 産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）の認定を受けた場合、どのような支援・特例措置が受けられますか。
- 8-2 産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）を受けられるのは、どのような事業者になりますか。
- 8-3 産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）を受けるには、どのような要件がありますか。
- 8-4 産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）は安定取引関係確立事業活動等4つの事業活動のいずれの取組でも受けることができますか。
- 8-5 食料システム法の産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）の認定を受けた場合のカーボンニュートラル投資促進税制等の支援・特例措置と、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けた場合のカーボンニュートラル投資促進税制等の支援・特例措置とで、要件や内容の違いはありますか。
- 8-6 産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）を申請する場合、必要な書類やあらかじめ用意しておかなければならない書類は何ですか。

【9 食品等持続的供給推進機構による債務保証】・・・・・・・・・・22

- 9-1 食品等持続的供給推進機構による債務保証の特例の認定を受けた場合、どのような支援措置が受けられますか。
- 9-2 食品等持続的供給推進機構による債務保証を受けられるのは、どのような事業者になりますか。
- 9-3 食品等持続的供給推進機構による債務保証を希望する場合、事前に食品等持続的供給推進機構に相談する必要はありますか。
- 9-4 食品等持続的供給推進機構による債務保証の特例を申請する場合、必要な書類やあらかじめ用意しておかなければならない書類は何ですか。

【10 食料システム構築計画の特例（みなし措置）】・・・・・・・・・・23

- 10-1 食料システム構築計画の特例（みなし措置）とはどのような支援措置ですか。
- 10-2 食料システム構築計画の特例（みなし措置）を申請する場合、必要な書類やあらかじめ用意しておかなければならない書は何ですか。
- 10-3 食料システム構築計画の特例（みなし措置）の対象となる事業活動計画は4つの事業活動計画のうちどれになりますか。
- 10-4 食料システム構築計画の特例（みなし措置）を申請する場合に提出する別添9にはどのような内容を記載する必要がありますか。

【11 食料システム法計画認定制度の認定マークの使用】・・・・・・・・・・24

- 11-1 計画認定制度の認定マークとは何ですか。

- 11-2 認定マークは誰が使用することができますか。
- 11-3 認定マークはどのように使うことができますか。
- 11-4 食料システム法の計画認定は、安定取引関係確立事業活動など4種類ありますが、認定マークはそれぞれ別々にありますか。
- 11-5 4種類の認定マークをすべて使用することは可能ですか。
- 11-6 認定マークを使用できる期間の制限はありますか。
- 11-7 認定マークの取得方を教えてください。
- 11-8 認定事業者以外で認定マークを使用することはできますか。
- 11-9 認定マークを他社に譲ることは可能ですか。
- 11-10 認定マークに独自にアレンジを加えて使用しても良いですか。
- 11-11 認定マークに認定年が付いていますが、認定年を外してマークだけの使用は可能ですか
- 11-12 認定マークを不正に使用した場合は罰則はありますか。

【1 計画認定制度概要】

1-1 安定取引関係確立事業活動計画等の4つの計画認定制度はどのような目的の制度なのですか。

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（呼称：食料システム法）に基づき、食品等事業者による食品等の持続的な供給に資する取組の促進を目的とした計画認定制度です。

食品等事業者は、安定取引関係確立事業活動計画等に該当する、食品等の持続的な供給に資する取組について、農林水産大臣の認定及び金融・税制措置等の総合的な支援・特例措置を受けることができます。

1-2 安定取引関係確立事業活動計画等の4つの計画認定制度はどのような違いがあるのでですか。

食料システム法では、食料の持続的な供給に取り組む食品等事業者を対象とした、

- ・ 安定取引関係確立事業活動： 農林漁業者との安定的な取引関係の確立
- ・ 流通合理化事業活動： 流通経費の削減、付加価値の向上又は新たな需要の開拓
- ・ 環境負荷低減事業活動： 環境への負荷の低減や資源の有効利用
- ・ 消費者選択支援事業活動： 持続的な供給に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達の推進の4つの計画制度を整備しています。

1-3 安定取引関係確立事業活動では、どのような事業活動が対象になりますか。

食品等の持続的な供給を実現するためには、食品等事業者が、自らも積極的に国内の農林漁業者（※1）との安定的な取引関係を確立するなどして、調達体制を見直し、原材料の安定調達を図ることが重要です。

このため、安定取引関係確立事業活動では、例えば、食品等事業者による

- ・ 原材料の国産への切り替え等に伴う地域の農業者との直接取引など、契約による農林漁業者との安定的な取引関係の確立
 - ・ 契約先農業者への収穫機械や選別機の貸与など、農林漁業者に対する人的・物的支援
 - ・ 取引先の農業者の施設設備に必要な資金など、地域の農林漁業者への出資
 - ・ 食品等事業者自らの農林漁業への参入
- 等の取組が対象となります。

（※1） 農業法人や農業協同組合などの団体等を含みます。

1-4 流通合理化事業活動では、どのような事業活動が対象になりますか。

食品等の持続的な供給を実現するためには、流通の効率化を図ることや、世界市場など新たな需要開拓、消費者が納得できるような付加価値の高い商品の提供が重要です。

このため、流通合理化事業活動では、例えば、食品等事業者による

- ・ 中継共同物流拠点の整備による長距離輸送の削減など、食品等の物流の効率化
- ・ 青果物、鮮魚等の航空・新幹線輸送など、トラック輸送への依存度の低減とモーダルシフト
- ・ 植物性由来原材料を用いた代替食品など、新たな食品等の開発・販売

- ・ 優れた冷蔵設備等の導入など、品質保持及び衛生管理の高度化
- ・ 海外における製造・販売拠点の設置など、食品等事業者の海外展開・海外市場の開拓等の取組が対象になります。

1-5 環境負荷低減事業活動では、どのような事業活動が対象になりますか。

食品等の持続的な供給を実現するためには、温室効果ガスの削減、事業系食品ロスの削減や食品容器包装等における再生プラスチックの利用拡大等、環境への負荷の低減及び資源の有効利用に向けた取組を推進することが重要です。

このため、環境負荷低減事業活動では、例えば、食品等事業者による

- ・ 新たな鮮度保持技術の導入など、食品ロスの削減及び食品サイクルの推進
- ・ 紙等の代替素材への切り替えなど、プラスチックの排出抑制及び再利用
- ・ 製造・物流拠点における省エネ設備の導入など、温室効果ガスの排出量削減等の取組が対象になります。

1-6 消費者選択支援事業活動では、どのような事業活動が対象になりますか。

食品等の持続的な供給を実現するためには、農林漁業者や食品等事業者の生産・事業活動の实情や、生産した農林水産物や食品の付加価値等について、消費者が納得した上でその商品を継続的に購入できるよう、消費者に対する情報提供等に取り組むことが重要です。

このため、消費者選択支援事業活動では、例えば、食品等事業者による

- ・ 小売店舗における環境・人権への配慮等の情報の映像発信など、サステナビリティに関する情報の見える化
- ・ 食品等のコスト構造の見える化
- ・ 生産現場に対する理解増進のための体験型イベントなど、地域の農林水産物に関する情報の見える化

等の取組が対象になります。

1-7 省力化投資、標準化・デジタル化、研究開発、フードテックビジネス、事業承継、事業再編などの持続可能な食料供給に資する取組は計画認定制度の対象にならないのでしょうか。

省力化投資の推進、サプライチェーン全体での標準化・デジタル化、研究開発、フードテックビジネスの推進、円滑な事業承継の推進、事業再編による経営基盤の強化などの取組は、持続可能な食料供給に資する取組であることから、安定取引関係確立事業活動等、4つの事業活動の中で行う取組として位置付けた場合、計画認定制度の対象になります。

1-8 安定取引関係確立事業活動計画等の認定を受けると、どんな支援・特例措置を受けることができますか。

安定取引関係確立事業活動計画等の計画認定を受けた場合、

- ・ 日本政策金融公庫の長期・低利融資
- ・ 日本政策金融公庫による海外展開支援（スタンドバイ・クレジット）

- ・ 農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）の有する設備等の供用等
- ・ 中小企業等経営強化法や産業競争力強化法に基づく税制優遇措置の活用
- ・ 食品等持続的供給推進機構による債務保証

等の支援措置を整備しています。

なお各支援措置を活用したい場合は、それぞれの支援・特例措置ごとに、要件や申請に必要な書類が異なるため、HP や安定取引関係確立事業活動等の申請手引きで必要書類を確認し、事前に住所地又は主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。

1-9 安定取引関係確立事業活動計画等の認定が、補助金の要件やポイント加算の対象になっている農水省事業はありますか。

令和7年度補正予算及び令和8年度予算においても、安定取引関係確立事業活動計画等の認定による優遇措置を設けている補助事業がございます（以下リンク参照。）。

[食料システム法計画認定制度事業活動計画の認定による補助事業の優遇措置について（令和7年度補正予算）.pdf](#)

[食料システム法計画認定制度事業活動計画の認定による補助事業の優遇措置について（令和8年度予算概算決定）.pdf](#)

1-10 計画の認定の対象となる品目や食品は限定されていますか。

限定されておりません。

【2 認定手続き関係】

2-1 計画の申請についてはどこに相談すればよいですか。

食料システム法の HP や、安定取引関係確立事業活動等の申請手引きに掲載している、申請者の住所地又は主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。

なお、以下に該当する場合には、農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室にご相談ください。

- ①農研機構の有する設備等の供用等に関する特例の活用を検討している場合
- ②日本政策金融公庫による海外展開支援（スタンドバイ・クレジット）の活用を検討している場合
- ③産業競争力強化法の特例の活用を検討している場合
- ④食品等持続的供給推進機構による債務保証の活用を検討している場合
- ⑤事業活動計画に要する経費について国の補助が見込まれる場合（安定取引関係確立事業活動を申請する場合で①～④又は⑥に該当しない場合は地方農政局等に申請）
- ⑥申請予定の事業活動計画が複数の地方農政局等の管轄区域にまたがる場合（※1）

（※1） 例：流通合理化事業活動による物流拠点の整備を関東と北海道の2か所で実施する場合 等

2-2 安定取引関係確立事業活動計画等の対象となる食品等事業者とはどのような企業・団体ですか。

対象となる食品等事業者とは、法第2条第2項に規定する、食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者になります。具体的には、食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等になります。

2-3 農林漁業者も安定取引関係確立事業活動計画等の申請をすることができますか。

安定取引関係確立事業活動計画等を申請できるのは食品等事業者になります。

ただし、農林水産物の生産に加え、食品等の製造、加工、流通、販売等の事業を行っている農林漁業者の場合には、法第2条第2項に規定する食品等事業者該当し本計画の申請主体となることが可能な場合がありますので、地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。

なお、食品等事業者が農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図る安定取引関係確立事業活動計画においては、食品等事業者の取引相手となる農林漁業者が行う安定取引関係確立事業活動の促進に関する事項を合わせて申請し認定された場合、当該農林漁業者が食品等持続的供給推進機構の債務保証を受けることが可能です。債務保証については、食品等持続的供給促進機構においても審査・諸条件がありますので、必ず事前に食品等持続的供給推進機構にご相談ください。

2-4 安定取引関係確立事業活動計画等の申請受付期間は決まっていますか。

安定取引関係確立事業活動計画等、4つの計画の認定申請の受付は通年で行っていますが、事前の相談や認定審査に一定の時間を要すると見込まれますので、余裕をもって事前のご相談をしてください。

2-5 安定取引関係確立事業活動計画等の認定手続きにはどのくらいの期間を要するのでしょうか。

うか。

計画の承認申請時点からの審査に要する期間は、原則45日が目安となります。ただし、取組内容によっては審査にそれ以上の期間を要する場合もあるため、余裕をもって地方農政局等の相談・申請窓口にて事前相談をお願いします。

また、日本政策金融公庫による長期・低利融資を受けたい場合は、地方農政局等への事前相談と同じタイミング、またはその前に、最寄りの日本政策金融公庫の窓口にて必ずご相談ください。

加えて、中小企業経営強化税制やカーボンニュートラル投資促進税制の活用を希望する場合には、事前に準備して頂く書類など申請書類が複数必要になりますので、必ず地方農政局等の相談・申請窓口にて早めの事前相談をお願いします。

2-6 事業活動計画の申請する場合、書類を郵送する必要はありますか。

原則としてメールにて申請書類一式を提出していただきます。なお、やむを得ない場合には郵送による提出も可能ですので、地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。

2-7 安定取引関係確立事業活動計画等を申請する場合、どのような計画の内容を申請する必要がありますか。

計画制度の認定申請を行う場合には、HPに掲載している認定申請書（別記様式第1号、別記様式第2号）に必要事項を記載し提出して頂く必要があります。記載事項としては、申請者の概要、申請する事業活動の種類、内容、目標、目標の達成状況を確認するための目標値、実施期間、必要な資金の額と調達方法、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度、などになります。

加えて、公庫の長期・低利融資など、本計画認定制度に基づく支援・特例措置の活用を希望する場合には、それぞれの支援・特例措置の申請に必要な申請様式をあわせて提出して頂く必要がありますので、HPを確認の上、地方農政局等の相談・申請窓口にて事前相談をお願いします。

2-8 安定取引関係確立事業活動計画と環境負荷低減事業活動計画など、複数の事業活動計画をまとめて申請することはできますか。

一括して申請することが可能です。ただし、この場合、認定申請書（別記様式第2号）の記載事項である、事業活動計画の目標、目標値（目標値）、内容、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度については、事業活動ごとに分けて記載いただく必要があります。

2-9 安定取引関係確立事業活動など複数の事業活動計画をまとめて申請する場合、目標や目標値はそれぞれの事業活動計画ごとに作成する必要がありますか。

複数の事業活動計画をまとめて申請する場合、目標や目標値（指標）は、それぞれの事業活動の内容に基づいて別々に設定していただく必要があります。

2-10 安定取引関係確立事業活動等の申請の際に設定する目標値（指標）について、何かルールはありますか。

目標値（指標）については、申請する事業活動計画の内容、実施期間を踏まえて、設定した目標の進捗の把握に適切と考えられる数値を設定してください。

一方で、公庫の長期・低利融資、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制などの計画認定制度の支援・特例措置の活用を希望する場合、それぞれ必要な要件を満たす必要があります。その中で定められた要件に基づいた数値目標や指標の設定が求められます。安定取引関係確立事業活動等の申請手引きを確認の上、地方農政局等の相談・申請窓口で事前相談をお願いします。

2-11 安定取引関係確立事業活動等の申請の際に設定する事業活動の実施期間に何かルールはありますか。

実施期間については、申請する事業活動の内容を踏まえ、適切な期間を設定して頂く必要がありますが、原則5年以内の期間を設定してください。また申請する事業活動の開始時期は原則、計画の申請日以降にしてください。

なお、特例措置により、中小企業経営強化税制やカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の活用を希望する場合は、特例の対象となる機械・装置の耐用年数に照らして適切な期間を設定してください。

2-12 安定取引関係確立事業活動計画等の認定審査の基準はありますか。

計画認定を受けるためには、申請の安定取引関係確立事業活動計画等が、以下のいずれにも適合する必要があります。

- ・「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針」（基本方針）に照らして適切なものであること
 - ・確実に実施されることが見込まれること
 - ・農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること
- また、特に申請書の審査にあたっては、以下の内容を確認し、認定の可否を判断します。
- ①安定取引関係確立事業活動等の内容が、申請者の行う事業や食品産業を取り巻く環境の変化に応じた具体的な課題に対処しており、基本方針に照らして適切なものとなっていること。
 - ②安定取引関係確立事業活動計画等の内容、実施期間、スケジュール、人員、経営状況等が円滑かつ確実に実施できるものとなっていること。
 - ③安定取引関係確立事業活動計画等の目標が、事業活動内容や実施期間等を踏まえた妥当なものとなっていること。
 - ④安定取引関係確立事業活動計画等を実施するために必要な資金の額が設定されており、かつ、その調達方法が適切であること。
 - ⑤事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度が確実であると見込まれること。
 - ⑥必要な書類が全て提出されていること。
 - ⑦その他認定にふさわしくない特段の事情がないと認められること。

なお、計画認定制度の支援・特例措置を活用したい場合には、それぞれの支援・特例措置ごとに支援・特例措置を受けるための要件や申請時に必要な書類が異なります。HP や安定取引関係

確立事業活動等の申請手引きで要件や必要書類を確認し、事前に住所地又は主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。

2-13 計画認定制度の支援・特例措置を受ける際の要件や必要な書類は何ですか。

計画認定制度に基づく支援・特例措置には様々なものがありますが、それらを活用したい場合は、それぞれの支援・特例措置ごとに、要件や申請に必要な書類が異なります。HP や安定取引関係確立事業活動等の申請手引きで要件や必要書類を確認し、事前に住所地又は主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。

2-14 計画の認定を受け、公庫の長期・低利融資等の支援・特例措置を活用したいと考えていますが、計画認定前に着手した設備投資等について計画に位置付けて認定されれば、支援・特例措置の対象となりますか。

計画に位置付ける取組を実施する前に計画認定を受ける必要があります。認定前に実施した取組（認定前の機械・設備等の取得や施設の着工等）は支援・特例措置の対象として認められません。

2-15 機械・設備等の導入や施設の整備について、計画の認定を受け、支援・特例措置を活用して実施したいと考えていますが、いつまでに認定を受ける必要がありますか。

認定の取得を予定されている事業活動計画に、機械・設備等の導入や施設の整備を含む場合には、機械・設備等の取得（引き渡し）、施設の着工（工事の開始）までに認定を受ける必要がございます。既に契約済みの場合でも計画の認定日（開始日）までに、取得や着工が行われていなければ、特例の対象となりますので、判断に迷われる場合は、住所地又は主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。

2-16 安定取引関係確立事業活動計画等を申請する場合、取組の内容には設備や機械の導入を含んだ内容にする必要がありますか。

設備や機械の導入を計画の内容に必ず含む必要はありません。設備や機械の導入がない計画でも、申請内容が、基本方針に照らして適切なものであること、確実に実施されることが見込まれること、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること、という要件に適合している場合には、認定を受けることが可能です。

2-17 支援・特例措置の活用は必要としないものの、安定取引関係確立事業活動計画等の認定を受けることができますか。

支援・特例措置を活用する予定がなくても、計画認定制度に申請することは可能です。

2-18 計画認定を受けた場合、実施状況報告は毎年行うのでしょうか。

計画認定を受けた食品等事業者は、計画実施期間の各事業年度ごとに実施状況について当該各年度の事業終了後3か月以内に報告する必要があります。

ただし、認定計画に記載された事業活動に要する経費について国の補助事業を活用しており、

当該補助事業の規定に基づき事業報告が求められる場合には、計画認定者と相談の上、各年度の報告時期を変更することができますので、希望される場合は認定事務を行った地方農政局等に相談ください。

なお、中小企業等経営強化法の特例や産業競争力強化法の特例を活用した場合、それぞれの特例ごとに定めた期限までに指定の様式に実施状況を報告する必要があります。

2-19 計画認定後に計画の実施状況に関するフォローアップはあるのでしょうか。

実施状況報告の内容を踏まえ、必要に応じて指導や助言を行う場合があります。

2-20 申請時に設定した目標が計画実施期間中に達成できなかった場合、ペナルティや支援措置の取消などはありますか。

実施期間内に目標が達成できなかったことを理由として、ペナルティや支援措置の取消などはありませんが、実施状況により、支援措置の目的外使用や初めから目標を達成する気がないなど、悪質だと認められる場合は認定の取り消しなどにつながるケースもありえます。毎年度、取組の進捗状況を確認しつつ、目標の達成のために取り組んでいただくことが重要です。また、計画実施期間終了後の実施状況報告に実施目標が未達成となった原因を分析し、記載して提出いただく必要があります。

2-21 計画を変更する場合、変更手続は必要ですか。軽微な変更の場合も手続は必要ですか。

計画の内容に変更が生じた場合には、法第7条の規定に基づき変更手続が必要になります。軽微な変更も含め、計画を変更する可能性が生じてきた段階で、まずは地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。

2-22 計画を変更した場合、支援措置は引き続き活用できるのでしょうか。

変更の内容が支援措置に関わる内容であるか否かで異なりますので、地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。

2-23 すでに流通合理化や環境負荷低減の取組を実施している場合でも、計画認定制度の申請を受けることができますか。

既の実施中の取組に加え、新たに食品等の持続的な供給に資する取組を実施する場合、計画認定の対象となります。

また、すでに社内で決定した計画や方針に基づき、今後実施する予定になっている取組も認定計画の対象になります。この場合、特例措置等の活用は計画認定後の取組のみが対象になりますので留意してください。

2-24 認定された計画の内容は公表されますか。

計画が認定された場合、農水省の食料システム法のHPにおいて、計画の概要を公表します。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/nintei.html>

2-25 税制特例や融資等、計画認定に伴う特例措置はいつから受けられますか。

計画認定の後になります。詳細については支援・特例措置ごとに異なりますので、それぞれの支援・特例措置の担当機関等にその内容をご確認ください。

2-26 農林漁業者や技術の研究開発を行うものが食品等事業者と連携して安定取引関係確立事業活動計画等に取り組む際、特例措置を活用しない場合でも、別紙1または別紙2を提出する必要がありますか。

特例措置を活用しない場合には、提出の必要はありません。

【3 中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）】

3-1 中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）の認定を受けた場合、どのような支援・特例措置が受けられますか。

中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）の認定を受けた場合、

- ・ 中小企業経営強化税制の適用：設備投資を行う際、即時償却又は取得価格の最大 10%の税額控除を受けることが可能
 - ・ 中小企業投資育成株式会社による出資：資本金が3億円を超える場合でも中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能
 - ・ 事業譲渡に伴う債務移転の際、債権者に対して一括通知（催告）し、一定期間内（一か月以上）に返答（意義）がなければ債権者の同意があったものとみなし、債務を移転することが可能
- という特例措置が受けられます。

3-2 中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）を受けられるのは、どのような事業者になりますか。

食料システム法の計画認定制度における中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）を受けるためには、申請者が中小企業等経営強化法第2条第6項に定める「特定事業者等」に該当する必要があります。

また、中小企業経営強化税制など、活用を希望する支援・特例措置によって対象要件が異なりますので、安定取引関係確立事業活動等の申請手引き等で対象要件等を必ずご確認ください。

3-3 中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）を受けるのには、どのような要件がありますか。

中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）を受けるためには、申請内容が中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定要件を満たす必要があります。本特例の活用を検討している場合には、必ず事前に地方農政局等の相談・申請窓口にご相談下さい。

3-4 食料システム法の中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）の認定を受けた場合の中小企業経営強化税制と、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた場合の中小企業経営強化税制とで、認定要件や受けられる税制措置の内容に違いはありますか。

違いはありません。食料システム法では、申請された事業活動計画が、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定要件を満たす場合、中小企業経営強化税制の適用を可能とするものであり、食料システム法の計画認定制度においてワンストップで様々な支援・特例措置を受けることができるようにしているものです。

3-5 中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）の認定を受けた場合、事業承継等に係る不動産取得税の特例や中小企業事業再編投資損失準備金を含め、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた場合の支援措置をすべて受けることができますか。

食料システム法の計画認定制度に基づく支援・特例措置には、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた際に受けられる、事業承継等に係る不動産取得税の特例や中小企

業事業再編投資損失準備金は含まれていません。

3-6 中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）を申請する場合、必要な書類やあらかじめ用意しておかなければならない書類は何ですか。

食料システム法の計画認定制度において、中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）を活用したい場合には、申請時に申請用紙別記様式第1号及び第2号に加え、「(別添1) 中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）に関する事項」及び必要な添付書類を提出する必要があります。

この際、中小企業経営強化税制の活用を希望する場合には、A類型、B類型、D類型及びE類型がありますが、それぞれ申請に必要な書類や事前に準備する書類が異なりますので、食料システム法の計画認定制度のHPや安定取引関係確立事業活動等の申請の手引きを確認の上、必ず地方農政局等の相談・申請窓口事前に相談をしてください。

【4 農研機構の保有する研究開発設備等の利用】

4-1 農研機構の保有する研究開発設備等の利用の特例の認定を受けた場合、どのような支援措置が活用できますか。

認定を受けた事業活動計画に沿って技術の研究開発を行う際に、農研機構（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）の保有する研究開発設備等を、農研機構の専門家による指導のもと、有償で利用することが可能になります。利用に先立って早めに農研機構への事前相談をお願いします。この際、連携して事業活動計画を申請する研究開発事業者も含めて対象になります。

4-2 農研機構の保有する研究開発設備のうち、今回の特例で利用できるものはどの設備になりますか。

現時点で利用できる設備は以下の3つになります。

- ・ 高圧処理装置：食品を液体に浸した状態で数千気圧（数百 MPa）以上の圧力で高圧処理する装置。
- ・ マイクロ波減圧乾燥機：水の沸点が低下する減圧下でマイクロ波を照射することにより食材を乾燥する装置
- ・ ヒト胃消化シミュレーター：ヒトの胃の下部（幽門部）や胃壁のぜん動運動、胃内容物の流動を再現する装置。

4-3 農研機構の保有する研究開発設備等を利用する際の利用料はいくらになりますか。

利用料は利用内容によって異なります。詳細は農研機構のホームページをご覧ください。安定取引関係確立事業活動等の申請手引きに記載の農研機構の窓口にお問い合わせください。

<https://www.naro.go.jp/collab/shokuhinkyouyou/>

4-4 農研機構の専門家の派遣協力とはどんな内容ですか。

専門家派遣とは、今回供用する3台の機器による加工・分析等を行う際に、材料特性に応じた高度な条件設定と精密な操作について専門家が指導を行うものあり、使用者の安全確保と効率的な研究推進をサポートします。専門家派遣料として人件費相当額を負担いただきます。

4-5 農研機構の保有する研究開発設備等の種類その他の当該研究開発設備等の利用の特例の申請をする場合、必要な書類は何ですか。

食料システム法の計画認定制度において、農研機構の保有する研究開発設備の利用等を希望する場合には、申請時に申請用紙別記様式第1号及び第2号に加え、「(別添2) 農研機構の保有する研究開発設備等の種類その他の当該研究開発設備等の利用の特例に関する事項」を提出する必要があります。

【5 日本政策金融公庫による融資の特例】

5-1 日本政策金融公庫による融資の特例の認定をうけた場合、どのような支援を受けることができますか。

食品等事業者が、認定を受けた事業活動計画に基づき取組を行う際、必要な資金要件を満たした場合には、長期・低利の融資を日本政策金融公庫から受けることができます。

5-2 補助金と公庫融資を併用することは可能でしょうか。

可能です。

5-3 食料システム法の計画認定制度の特例に基づいた公庫融資の対象となる食品等事業者には、企業規模に関する要件はありますか。

融資の対象者は、株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に規定する資本金の額又は出資の額の要件^(※1)や従業員数の要件^(※2)等を満たす中小企業者に限ります。自らが対象者かわからない場合には、最寄りの日本政策金融公庫の窓口にご相談ください。

(※1) 資本金の額又は出資の総額の要件

資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下

(※2) 従業員数の要件

常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下

5-4 食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行ってれば、どのような事業者でも融資の対象になるのでしょうか。

食品等の流通の事業を行う者のうち、物流業者及び倉庫業者は、基本的に農林水産物の仕入れがなく、食品等事業者からの依頼を受けて物を運ぶ、保管場所を提供することが業務となるため、食品等持続的供給促進資金の融資の対象からは除外されます。

5-5 農業協同組合等が食品等の小売の事業を行う場合（例：Aコープ等）は融資の対象になるのでしょうか。

食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会については、食品等事業者に該当し、融資の対象者となることができます。

5-6 食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う団体等は融資の対象になるのでしょうか。

食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、消費生活協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会についても、食品等事業者に該当し、融資の対象者となることができます。

5-7 複数の食品等事業者で一つの計画認定を受け、各々が融資を受けることはできますか。

複数の食品等事業者が関連する内容の事業活動を行う場合であれば、一つの計画を連名で作成いただき、各々の食品等事業者で融資に係る必要書類を添付の上、認定を受けていただくことにより融資を受けることが可能です。

5-8 食料システム法の計画認定制度の特例に基づいた公庫融資にはどのような資金メニューが存在しますか。

食料システム法の認定に基づく公庫の融資は、食品等持続的供給資金として以下の3つの資金メニューを用意しています。

それぞれのメニューの貸付利率等の貸付条件については、日本政策金融公庫のHP等でご確認ください。

ア) 食品産業・農林漁業連携型事業 (V 資金)

対象：食品等事業者

貸付用途：

1. 農林漁業者と共同して利用する施設の改良、造成又は取得
2. 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
3. 他の事業者^(※1)の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資
4. 無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出^(※2)

(※1) 他の事業者は農林漁業を営む法人及び食品等事業者に限ります。

(※2) 上記 1. 2. 3に関連して必要となる費用の支出に限ります。

イ) 食品産業生産性向上型事業 (V' 資金)

対象：食品等事業者

貸付用途：

1. 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
2. 他の事業者^(※3)の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資
3. 無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出^(※4)

(※3) 他の事業者は食品等事業者に限ります。

(※4) 上記 1. 2.に関連して必要となる費用の支出に限ります。

ウ) 卸売市場機能高度化型施設

対象：卸売市場の開設者、卸売市場の卸売業者、卸売市場の仲卸業者、卸売市場の仲卸業者が組織する事業協同組合・小組合

貸付用途：

1. 品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設又は包装・こん包施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
2. 情報処理施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
3. 卸売業者が他の卸売業者から、又は仲卸業者が他の仲卸業者から営業を譲り受けることに伴う当該卸売業務又は仲卸業務に係る施設の取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
4. 卸売市場の業者間(業者は、卸売業者及び仲卸業者に限る。)の資本提携による支配関係の

構築のための出資

なお、いずれの資金メニューにおいても、技術の研究開発については貸付対象に含まれません（技術の利用及び合併等の措置については貸付対象に含まれます）。

5-9 食品産業・農林漁業連携型事業（V 資金）における「農林漁業者と共同して利用する施設の改良、造成又は取得」について、具体的にどのような場合を想定しているのでしょうか。

例えば、集出荷施設や貯蔵施設といった流通関連施設などを設置する食品等事業者が農林漁業者と共同して利用する場合を想定しています。個別にご相談ください。

5-10 食品産業・農林漁業連携型事業（V 資金）及び生産性向上型事業（V' 資金）における「食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得」について、具体的にどのような施設を想定しているのでしょうか。

例えば、食品等事業者が設置する集出荷施設、処理加工施設、製造施設、保管配送施設、販売施設などを想定しています。

5-11 中古の機械・設備等を導入する際に公庫の融資を受けることは可能ですか。

可能です。ただし、計画認定制度の要件をクリアする必要があります。

5-12 食品産業・農林漁業連携型事業（V 資金）及び生産性向上型事業（V' 資金）における「他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資」における「他の事業者」はどのような事業者でもよいのでしょうか。

「他の事業者」は、食品産業・農林漁業連携型事業においては食品等事業者又は農林漁業を営む法人、食品産業生産性向上型事業においては食品等事業者に限ります。

5-13 食品産業・農林漁業連携型事業（V 資金）及び生産性向上型事業（V' 資金）における「無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出」だけでも融資の対象となるのでしょうか。

いわゆる運転資金のみでは融資の対象にはなりません。「農林漁業者と共同して利用する施設の改良、造成又は取得」、「食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得」又は「他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資」に関連して必要となるものに限ります。また、償還期限が10年超となるものに限ります。

5-14 食料システム法の計画認定制度の特例に基づいた公庫融資を受けるのには、どのような資金要件を満たす必要がありますか。

食品等持続的供給基金の3つの資金メニューに基づく融資を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

ア) 食品産業・農林漁業連携型事業（V 資金）

以下の①及び②の要件を満たすこと。

① 事業実施後5年以内に

- ・ 地域の農林水産物の取扱量を概ね 20%以上増加させる目標を明記し、確実に達成されると認められること 又は
- ・ 輸入農林水産物の取扱量の概ね 20%以上を地域の農林水産物に切り替える目標を明記し、確実に達成されると認められること 又は
- ・ 地域の農林水産物の取扱額を年間 3,000 万円以上とする目標を明記し、確実に達成されると認められること ^(※1)
- ② 農林漁業者 ^(※2) との
 - ・ 直接取引若しくは間接取引 又は
 - ・ 農林漁業を営む法人への出資の関係があること

(※1) 既に 3,000 万円以上の取扱額がある場合には、その額から増加させる目標を立ててください。

(※2) 取引の相手方の農林漁業者を特定する必要があります。取引の相手方の農林漁業者には、農業者、林業者若しくは漁業者が組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）も含まれます。

イ) 食品産業生産性向上型事業（V' 資金）

以下の①及び②の要件を満たすこと。

- ① 事業実施後 5 年以内に
 - ・ 地域の農林水産物の取扱量が概ね 10%以上増加させる目標を明記し、確実に達成されると認められること 又は
 - ・ 地域の農林水産物の取扱額を年間 1,500 万円以上とする目標を明記し、確実に達成されると認められること ^(※3)
- ② 生産性向上の目標を明記し、確実に達成されると認められること

(※3) 既に 1,500 万円以上の取扱額がある場合には、その額から増加させる目標を立ててください。

ウ) 卸売市場機能高度化型施設

以下の①～④の要件のうち 3 つ以上を満たすこと。

- ① 卸売市場の施設の近代化を図ること
- ② 卸売市場の流通機能の高度化を図ること
- ③ 卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図ること
- ④ 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化を図ること

5-15 食品産業生産性向上型事業（V' 資金）における生産性向上の目標は、どのように設定すればよいですか。

融資を活用する事業活動の内容に即した目標を設定してください。生産性向上につながれば、事業活動そのものの目標と同一でも構いません。例えば以下のようなものを想定しています。

- ・ 安定取引関係確立事業活動：地域農産物を用いた食料品の製造量、付加価値額 等
- ・ 流通合理化事業活動：付加価値額、労働生産性、流通コスト 等
- ・ 環境負荷低減事業活動：温室効果ガス排出量、食品ロス、プラスチック排出量 等
- ・ 消費者選択支援事業活動：付加価値額、客単価の向上 等

5-16 食料システム法の計画認定制度では安定取引関係確立事業活動など4つの事業活動計画の分類がありますが、公庫の長期低利融資はどの事業活動計画でも受けることができますか。

どの事業活動計画においても、各資金メニューの要件を満たしていれば、融資を受けることが可能です。

5-17 公庫の長期低利融資を受ける場合、事前に日本政策金融公庫に相談する必要はありますか。

公庫の長期・低利融資の活用を検討している場合には、地方農政局等への事前相談と同じタイミング、またはその前に、最寄りの日本政策金融公庫の窓口になぜか相談ください。

5-18 公庫の長期低利融資の特例の申請をする場合、必要な書類は何ですか。

食料システム法の計画認定制度において、公庫の長期低利融資の特例の活用を希望する場合には、申請時に申請用紙別記様式第1号及び第2号に加え、希望する資金メニューに応じて、以下の書類を提出する必要があります。

ア) 食品産業・農林漁業連携型事業 (V 資金)

- ・(別添3) 食品等持続的供給促進資金のうち食品産業・農林漁業連携型事業に関する事項
- ・(別添6) 設備等の導入又は施設の整備に関する事項
- ・別添3及び別添6にそれぞれ添付する書類

イ) 食品産業生産性向上型事業 (V' 資金)

- ・(別添4) 食品等持続的供給促進資金のうち食品産業生産性向上型事業に関する事項
- ・(別添6) 設備等の導入又は施設の整備に関する事項
- ・別添4及び別添6にそれぞれ添付する書類

ウ) 卸売市場機能高度化型施設

- ・(別添5) 食品等持続的供給促進資金のうち卸売市場機能高度化型施設に関する事項
- ・(別添6) 設備等の導入又は施設の整備に関する事項
- ・別添5及び別添6にそれぞれ添付する書類

別途、公庫に提出する必要のある書類がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

5-19 合併等の措置を行う場合、どのような内容を記載すればよろしいでしょうか。

合併等の措置の内容(合併、分割等)、合併等の方法(株式交換、事業の譲渡等)、相手方の会社に関する情報、合併等に伴う設備の廃棄及び不動産の譲り受け等の内容を別記様式第2号4(2)

①安定取引関係確立事業活動等の内容に記載してください。

【6 公庫による海外展開支援（スタンドバイ・クレジット）】

6-1 日本政策金融公庫による海外展開支援（スタンドバイ・クレジット）では、どのような支援を受けることができますか。

中小企業者の海外支店又は海外現地法人が、認定を受けた事業活動計画に基づき海外において新たな事業活動を行うため、海外に拠点を有する金融機関（日本政策金融公庫が提携する金融機関に限る。）から現地流通通貨建ての融資を受けるにあたり、日本政策金融公庫が当該金融機関に対して、債務の保証のための信用状（スタンドバイ・クレジット）を発行することが可能になります。

6-2 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジットの特例が受けられるのはどんな事業者ですか。

公庫のスタンドバイ・クレジットの対象者は、食品等事業者のうち、株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に規定する中小企業者に該当する者及び海外において中小企業者に準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める者になります。詳しくは最寄りの日本政策金融公庫の窓口にご相談ください。

6-3 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジットは安定取引関係確立事業活動等4つの事業活動のいずれの取組でも受けることができますか。

公庫のスタンドバイ・クレジットの対象となる事業活動計画は、流通合理化事業活動のみです。また、当該流通合理化事業活動のうち、技術の研究開発及び合併、会社の分割、出資の受入れ又は会社の設立若しくは清算その他食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第30号）第2条に規定する措置が対象外であることに留意が必要です。

6-4 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジットの支援を受ける場合、事前に日本政策金融公庫に相談する必要はありますか。

公庫によるスタンドバイ・クレジットの支援を検討している場合には、農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室への事前相談と同じタイミング、またはその前に、最寄りの日本政策金融公庫の窓口にご相談ください。

6-5 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジットによる支援を受けたい場合、申請時に必要な書類は何ですか。

食料システム法の計画認定制度において、日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジットによる支援の特例を受けたい場合には、申請時に申請用紙別記様式第1号及び第2号に加え、「(別添6) 設備等の導入又は施設の整備に関する事項」に必要事項を記載の上、提出して頂く必要があります。

【7 産業競争力強化法の特例（事業再編関係）】

7-1 産業競争力強化法の特例（事業再編関係）の認定を受けた場合、どのような支援・特例措置が受けられますか。

産業競争力強化法の特例（事業再編関係）の認定を受けた場合、

- ・指定金融機関による長期・低利の大規模融資（ツーステップローン）：指定金融機関（日本政策投資銀行等）による、長期（5年以上）・低利の大規模（50億円以上等）融資を受けることが可能
- ・事業再編時の登録免許税軽減措置：合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際の登録免許税を軽減することが可能
- ・事業再編時の会社法等の手続き緩和特例：事業再編を行う場合の、現物出資等の円滑化等の会社法上の手続き緩和特例を受けることが可能

という特例措置が受けられます。

7-2 産業競争力強化法の特例（事業再編関係）を受けられるのは、どのような事業者になりますか。

食料システム法の計画認定制度における特例産業競争力強化法の特例（事業再編関係）は、生産性向上を目指し、合併や会社分割等の事業再編を行い、かつ、新商品開発や生産・販売の効率化等の前向きな取組を行う食品等事業者が対象となります。大企業、中小企業など規模にかかわらず、要件を満たせば認定を受けることができます。

7-3 産業競争力強化法の特例（事業再編関係）を受けるのには、どのような要件がありますか。

産業競争力強化法の特例（事業再編関係）を受けるためには、申請内容が産業競争力強化法の事業再編計画の要件を満たす必要があります。本特例の活用を検討している場合には、必ず事前に農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室にご相談下さい。

7-4 食料システム法の産業競争力強化法の特例（事業再編関係）の認定を受けた場合の支援・特例措置と、産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた場合の支援・特例措置とで、要件や内容の違いはありますか。

食料システム法では、申請された事業活動計画が、産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定要件を満たす場合、事業再編計画への支援・特例措置の一部である登録免許税の特例等の適用を可能とするものであり、食料システム法の計画認定制度においてワンストップで様々な支援・特例措置を受けることができるようにしているものです。

7-5 産業競争力強化法の特例（事業再編関係）を申請する場合、必要な書類やあらかじめ用意しておかなければならない書類は何ですか。

食料システム法の計画認定制度において、産業競争力強化法の特例（事業再編関係）を活用したい場合には、申請時に申請用紙別記様式第1号及び第2号に加え、「（別添7）産業競争力強化法の特例（事業再編関係）に関する事項」及び必要な添付書類を提出する必要があります。

食料システム法の計画認定制度のHPや安定取引関係確立事業活動等の申請手引きを確認の上、必ず事前に農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室に事前に相談をしてください。

【8 産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）】

8-1 産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）の認定を受けた場合、どのような支援・特例措置が受けられますか。

産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）の認定を受けた場合、

- ・カーボンニュートラル投資促進税制：生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備を導入する場合、最大8%の税額控除（中小企業者等の場合は最大10%）又は30%の特別償却を選択適用することが可能
- ・指定金融機関による長期・低利の大規模融資（ツーステップローン）：指定金融機関（日本政策投資銀行等）による、長期（5年以上）・低利の大規模（50億円以上等）融資を受けることが可能

という特例措置が受けられます。

8-2 産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）を受けられるのは、どのような事業者になりますか。

食料システム法の計画認定制度における産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）は、エネルギーの消費量の削減、非化石エネルギー源の活用その他のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して、生産性向上・新需要開拓を目指す食品等事業者が対象となります。大企業、中小企業など規模にかかわらず、要件を満たせば認定を受けることができます。

8-3 産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）を受けるのには、どのような要件がありますか。

産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）を受けるためには、申請内容が産業競争力強化法の事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応）の認定要件を満たす必要があります。本特例の活用を検討している場合には、必ず事前に農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室にご相談下さい。

8-4 産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）は安定取引関係確立事業活動等4つの事業活動のいずれの取組でも受けることができますか。

産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）の対象となる事業活動計画は、環境負荷低減事業活動のみです。

8-5 食料システム法の産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）の認定を受けた場合のカーボンニュートラル投資促進税制等の支援・特例措置と、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けた場合のカーボンニュートラル投資促進税制等の支援・特例措置とで、要件や内容の違いはありますか。

違いはありません。食料システム法では、申請された事業活動計画が、産業競争力強化法に基づく事業適応計画の認定要件を満たす場合、カーボンニュートラル投資促進税制及び指定金融機関による長期・低利の大規模融資（ツーステップローン）の適用を可能とするものであり、食料システム法の計画認定制度においてワンストップで様々な支援・特例措置を受けることができるようにしているものです。

8-6 産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）を申請する場合、必要な書類やあらかじめ用意しておかなければならない書類は何ですか。

食料システム法の計画認定制度において、産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）を活用したい場合には、申請時に申請用紙別記様式第1号及び第2号に加え、「(別添8)産業競争力強化法の特例(エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係)に関する事項」及び必要な添付書類を提出する必要があります。

食料システム法の計画認定制度のHPや安定取引関係確立事業活動等の申請手引きを確認の上、必ず事前に農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室に事前に相談をしてください。

【9 食品等持続的供給推進機構による債務保証】

9-1 食品等持続的供給推進機構による債務保証の特例の認定を受けた場合、どのような支援措置が受けられますか。

認定を受けた事業活動計画に基づき、取組を行う際に、民間金融機関からの借入れに係る債務の保証を食品等持続的供給推進機構から受けることが可能です。なお、債務保証については、計画認定後、食品等持続的供給促進機構においても引受けの可否のための審査や諸条件がありますので、必ず事前に農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室及び食品等持続的供給推進機構にご相談ください。

<https://www.ofsi.or.jp/saimu/>

9-2 食品等持続的供給推進機構による債務保証を受けられるのは、どのような事業者になりますか。

食品等事業者に加え、認定された事業活動計画に位置付けられた農林漁業者や研究開発を行う事業者も対象になります。諸条件がありますので、必ず事前に食品等持続的供給推進機構にご相談ください。

9-3 食品等持続的供給推進機構による債務保証を希望する場合、事前に食品等持続的供給推進機構に相談する必要はありますか。

食品等持続的供給推進機構による債務保証の活用を検討している場合には、農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室への事前相談と同じタイミング、またはその前に、食品等持続的供給推進機構に必ずご相談ください。

9-4 食品等持続的供給推進機構による債務保証の特例を申請する場合、必要な書類やあらかじめ用意しておかなければならない書類は何ですか。

食料システム法の計画認定制度において、食品等持続的供給推進機構による債務保証の特例を活用したい場合には、申請時に申請用紙別記様式第1号及び第2号に加え、資金用途に設備等の導入又は施設の整備を含む場合は「(別添6) 設備等の導入又は施設の整備に関する事項」及び必要な添付書類を提出する必要があります。

食料システム法の計画認定制度のHPや安定取引関係確立事業活動等の申請手引きを確認の上、必ず農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室及び食品等持続的供給推進機構に事前に相談をしてください。

【10 食料システム構築計画の特例（みなし措置）】

10-1 食料システム構築計画の特例（みなし措置）とはどのような支援措置ですか。

強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）や産地生産基盤パワーアップ事業（新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援）の申請には、食料システム構築計画の承認が必要です。

今回の支援措置は、食料システム構築計画の趣旨にそった内容が記載された、安定取引関係確立事業活動の認定を受けた食品等事業者は、食料システム構築計画の承認を受けたとみなすものです。強い農業づくり総合支援交付金の申請の際などに、改めて、食料システム構築計画の承認を得る必要がなくなります。

10-2 食料システム構築計画の特例（みなし措置）の対象となる事業活動計画は4つの事業活動計画のうちどれになりますか。

食料システム構築計画の特例（みなし措置）の対象は、安定取引関係確立事業活動のみになります。

10-3 食料システム構築計画の特例（みなし措置）を申請する場合、必要な書類やあらかじめ用意しておかなければならない書は何ですか。

食料システム法の計画認定制度において、食品等持続的供給推進機構による債務保証の特例を活用したい場合には、申請時に申請用紙別記様式第1号及び第2号に加え、「（別添9）食料システム構築計画のみなし措置に関する事項」及び必要な添付書類を提出する必要があります。

10-4 食料システム構築計画の特例（みなし措置）を申請する場合に提出する別添9にはどのような内容を記載する必要がありますか。

別添9及び添付書類には、対象品目とそのニーズに関する分析、食品等事業者と農業者等の連携者が協業で安定的な農産物の生産・供給に取り組むにあたっての課題、実施する取組内容等、食料システム構築計画の趣旨にそった内容を記載する必要があります。

また、計画認定者は申請のあった計画について、必要に応じて、食料システム構築計画の要件を満たしているかヒアリング等を行います。

【11 食料システム法計画認定制度の認定マークの使用】

11-1 計画認定制の認定マークとは何ですか。

食料システム法の計画認定制度の認定を受けた食品等事業者が、認定を受けた事業活動計画の広報活動や認定計画に基づく商品等の販売活動等の一助となることを目的に作成したマークです。

11-2 認定マークは誰が使用することができますか。

食料システム法の計画認定制度の認定を受けた食品等事業者が使用することができます。使用する際の詳しいルールは、「食料システム法計画認定マーク使用規約」に定めています。

11-3 認定マークはどのように使うことができますか。

認定マークは食料システム法の計画認定制度の認定を受けた事業者が、認定を受けた事業活動計画に係る広報活動や販売活動（自社 HP や店舗等での事業紹介や計画を通じて製造・流通する商品や提供するサービス等）において、使用することができます。事業活動計画に基づく製造や販売する商品パッケージ等に使うことも可能です。

11-4 食料システム法の計画認定は、安定取引関係確立事業活動など4種類ありますが、認定マークはそれぞれ別々にありますか。

認定マークは食料システム法に定める事業活動計画ごとに以下の4種類があります。食品等事業者は、認定を受けた事業活動計画の認定マークのみを使用することができます。例えば、安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けた事業者は、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動、消費者選択支援事業活動の認定マークは使用できません。

《計画認定制度の認定マーク》



食料システム法
2026計画認定



食料システム法
2026計画認定



食料システム法
2026計画認定



食料システム法
2026計画認定

11-5 4種類の認定マークをすべて使用することは可能ですか。

食品等事業者は、認定を受けた事業活動計画の認定マークのみを使用することができます。4種類の認定マークをすべて使用できるのは、安定取引関係確立事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動及び消費者選択支援事業活動の全ての認定を受けている事業者に限られます。

11-6 認定マークを使用できる期間の制限はありますか。

認定マークを使用できる期間は、食料システム法の計画認定を受けた事業活動計画の申請書に

記載した実施期間のみとなります。

11-7 認定マークの取得方法を教えてください。

食料システム法の計画認定制度の認定を受けた事業者は、認定申請手続きを行った地方農政局等に連絡し、認定マークの画像データを入手することができます。

提供可能な認定マークの画像の種類はPNG、Adobe Illustratorの2種類になります。

11-8 認定事業者以外で認定マークを使用することはできますか。

原則、認定事業者以外での使用できませんが、以下の場合は農林水産省大臣官房事業・食品産業部新事業・食品産業政策課企画グループ食料システム連携推進室

(shokuryosystem_keikaku@maff.go.jp)に連絡し、農林水産省の許可が得られた場合にのみ、認定マークを使用することができます。

- ① 計画認定制度の取組を広報することを目的として、公的機関やメディア関係者等が使用する場合。
- ② その他、食品等の持続的な供給体制の構築に努める機関等が使用する場合。

11-9 認定マークを他社に譲ることは可能ですか。

認定マークは認定事業者に対して提供し、認定事業者の広報活動、販売活動において活用していただくことを目的にしたものですので、認定されていない第三者に譲渡、担保提供、転貸し、代理使用はできません。

11-10 認定マークに独自にアレンジを加えて使用しても良いですか。

認定マークを使用する際は、基本データをそのまま使用し、「色の変更」や「影付け」、「縁取り」、「変形」、「回転」等の加工は加えないでください。

11-11 認定マークに認定年が付いていますが、認定年を外してマークだけの使用は可能ですか。

認定マークの認定年は、食品等事業者が食料システム法の計画認定制度の認定を受けた年（認定年）を示しており、認定年に合わせてマークを提供するため、認定年を外してのマーク使用は認められません。

11-12 認定マークを不正に使用した場合は罰則はありますか。

罰則は設けてはいませんが、以下のような不正な使用を行った場合は、認定マークの使用の取消し、停止などの措置をとることがあります。

- ① 計画認定制度の趣旨に反する方法で使用する
- ② 認定された事業活動計画に関連しない広報・販売活動等に使用する
- ③ 消費者に対して、個別の商品やサービスの品質を保証するかなのような誤解を与えるおそれがある方法で使用する
- ④ 法令や公序良俗に反する方法で使用する